

コールセンター等向け交付金

交付内容

①所有型(土地及び建物を所有して立地する場合)

【重点地域の場合】

土地取得額の**30%**、建物及び機械設備取得額の**10%** 上限額**30億円**

【重点地域以外の市内の場合】

建物及び機械設備取得額の**5%** 上限額**1億円**

②賃借型(建物を賃借して立地する場合)

【重点地域の場合】

建物及び機械設備の年間賃借額の 1/3 を**3年間** 上限額 **7,500 万円**

(年間上限額 2,500 万円)

【重点地域以外の市内の場合】

建物及び機械設備の年間賃借額の 1/3 を**1年間** 上限額 **5,000 万円**

※建物及び機械設備:

- ・所有型: 事業所の用に供するもので, 所得税法施行令に定める建物及び附属設備, 構築物, 機械及び装置, 車両及び運搬具に分類される資産
- ・賃借型: 事業所の用に供する建物, パソコン・サーバー・複写機等の事務機器, 事業用設備など

※重点地域: アイランドシティ, 香椎パークポート, 九州大学学術研究都市

※賃借月額 は 4,000 円/m²を限度とする。

対象事業

- PBX (Private Branch exchange) や CTI (Computer Telephony Integration) などのシステムを用いて, 主にインハウンドの業務を行うコールセンター
- 情報処理サービス業(データセンター, BPOセンターなど)

対象者

- ◇福岡市内に対象事業の事業所を新たに設置する場合
- ◇重点地域に対象事業の事業所を移転する場合

面積要件

- ★重点地域: 面積要件なし
- ★重点地域以外の市内: 延床面積 500 m²超

※立地形態別の面積要件に差はありません。

交付金の申請手続き

交付金の適用を受けるためには、事前の事業認定を受ける必要があります。
事業認定には事業開始前の申請が必要となりますので、必ず福岡市と協議を行ってください。

交付金適用にあたってのお願い

交付金を適用した事業者には、以下のことについてお願いしています。

△事業継続の義務

(所有型): 操業開始後10年間 (賃借型): 操業開始後5年間

△常用雇用者の雇用

事業継続期間中においては、必ず常用雇用者を雇用していること

△早期の事業実施

認定申請書を提出して3年以内(賃借型にあっては1年以内)に操業開始
すること

お問い合わせ

福岡市経済観光文化局企業誘致課 TEL 092-711-4849
東京事務所 TEL 03-3261-9712